

公印省略

7食地産第490号
令和7年6月2日

関係団体の長 殿

福岡県農林水産部長
(食の安全・地産地消課生産安全係)

福岡県保健医療介護部長
(薬務課生産指導係)

福岡県環境部長
(環境保全課水質係)

令和7年度福岡県農薬安全使用運動の実施について（通知）

貴職におかれましては、食の安全の確保、事故防止の観点から、農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底について、関係機関及び関係者に日ごろから指導していただき厚くお礼申し上げます。

しかしながら、依然として、農薬の使用に伴う周辺住民等への被害の発生事例が見受けられます。

つきましては、農薬の使用機会が増える6月から8月にかけて、農薬安全使用運動を別紙のとおり実施しますので、運動に御協力いただくとともに、傘下構成員に広く周知願います。

問い合わせ先

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課
生産安全係（竹富）

TEL：092-643-3571

福岡県保健医療介護部薬務課 生産指導係（栲田）

TEL：092-643-3286

福岡県環境部環境保全課 水質係（大内）

TEL：092-643-3359

令和7年度 福岡県農薬安全使用運動実施要領

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課
福岡県保健医療介護部薬務課
福岡県環境部環境保全課

第1 目的

農薬の安全かつ適正な使用により、農産物の安全性確保及び農業生産の安定、農薬使用者を含む県民の健康保持、生活環境の保全を図るため、関係機関の連携による農薬安全使用運動を展開する。

第2 名称

福岡県農薬安全使用運動

第3 実施主体

福岡県

(農林水産部食の安全・地産地消課、保健医療介護部薬務課、環境部環境保全課)

第4 実施期間

農薬の使用機会が多い6月から8月を「農薬安全使用運動」の実施期間とする。

なお、農薬販売者及び農薬使用者に対する啓発活動及び指導取締は、年間を通じて実施する。

第5 運動方針

幅広い農薬使用者に向け、次の事項を重点に運動を展開する。

1 農薬適正使用と危害防止に係る啓発活動の実施

- ① 幅広い農薬使用者に対する正しい農薬使用等の情報発信の実施
(生産者団体や作物ごとの部会組織、農産物直売所、青果市場、青果会社、農薬販売店などを通じて周知を徹底)
- ② 農薬ラベルの確認の徹底
(適用作物、使用量、濃度、使用時期、適用病害虫の範囲、使用方法、総使用回数、有用生物(みつばち等)への影響、最終有効年月、混用など使用上の注意事項の確認)
- ③ 散布前における関係者への情報提供の実施
(散布区域に近接するほ場、住宅地、養蜂等の関係者 他)
- ④ 散布時における近隣作物や住宅地等周辺への飛散防止の徹底
- ⑤ 農薬使用実績の正確な記帳の徹底
- ⑥ 農薬の保管管理の徹底
- ⑦ 「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」の周知徹底
- ⑧ 水田除草剤や本田粒剤の使用後7日間の止水の遵守
- ⑨ 農薬散布後の散布器具(タンク、ホース等)の3回以上の洗浄徹底

- 2 農薬使用者・農薬販売者等への関係法令（農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法等）遵守の徹底
- 3 関係機関との連携による農薬事故の把握及び適切かつ迅速な処置の実施

第6 実施事項

1 広報の実施

本運動の実施について、広く県民への周知を図るため、関係機関の協力のもと多様な広報手段を活用して広報活動を行う。

2 資料の作成と配布

農薬による事故を未然に防ぐため、各種資料を作成配布して啓発を行う。

3 農薬販売者・使用者に対する啓発・指導

(1) 農薬安全使用講習会

ア 農薬使用者等向け

農薬の使用に係る関係法令の説明、農薬安全使用対策、農薬使用実績の記帳
その他必要事項

※生産者団体や作物ごとの部会組織、農産物直売所、青果市場、青果会社等を通して幅広い農薬使用者に周知徹底を図る。

※地方公共団体の施設管理部局等（植栽管理防除委託業者含む）に対し、周知徹底を図る。

イ 農薬販売者向け

農薬の販売に係る関係法令の説明、農薬購入者に対する農薬の使用基準や注意事項の周知徹底、その他必要事項

※農薬のインターネット販売を行う場合、農薬販売届の提出が必須であり、無届でのインターネットオークション上での農薬販売は禁止である旨の周知徹底を図る。

農薬安全使用運動の実施期間に、農薬使用者等を対象とした講習会を実施する。

(2) 農薬販売者への指導取締

保健福祉(環境)事務所長との連携を密にし、農薬販売者や農薬使用者の農薬取扱者を対象に農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の実施により指導の徹底を図る。

4 農薬事故の指導対策

保健福祉(環境)事務所長、医療機関、市町村等関係機関との連携を密にして、農薬に係る事故状況を正確に把握し、事故の再発防止に向けた指導、啓発に努める。